

令和8年7月9日

〒330-9301
さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
埼玉県知事 大野元裕 殿

要望書

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3丁目17番21号
高砂武蔵ビルディング402号
樟葉法律事務所
要望者 エイチテイトレーディング株式会社
上記代理人 弁護士 三輪 貴幸
電話 048-753-9830
FAX 048-753-9840

冠省 当職は、請求人 エイチテイトレーディング株式会社（以下「要望者」といいます。）から依頼を受けた代理人として、貴職に対して下記を通り要望いたします。なお、今後本件に関する連絡等は、全て当職に対して行っていくだけますようにご依頼申し上げます。

草々

記

第 1 総 論 (本 件 要 望 の 趣 旨)

要 望 者 は 、 令 和 8 年 度 埼 玉 県 新 技 術 ・ 新
製 品 開 発 支 援 補 助 金 (以 下 「 本 補 助 金 」 と
い い ま す 。) を 申 請 (以 下 「 本 申 請 」 と い い
ま す 。) し 、 本 年 6 月 3 0 日 付 「 新 産 第 3 1
2 - 4 9 号 」 に よ り 本 申 請 の 不 採 択 決 定 を
受 け た 法 人 で す 。

し か し 、 本 申 請 に 対 す る 審 査 手 続 及 び 評
価 プ ロ セ ス に は 以 下 の 通 り 重 大 な 瑕 疵 が 認
め ら れ る こ と か ら 、 貴 職 に 置 か れ ま し て は 、
公 式 採 択 発 表 前 の 現 時 点 に お い て 速 や か に
審 査 経 過 を 再 確 認 し 、 適 正 な 是 正 措 置 を 講
じ ら れ る よ う 強 く 要 望 い た し ま す 。

第 2 本 申 請 か ら 現 在 ま で の 経 過

・ 令 和 8 年 5 月 7 日 本 申 請 を 行 う 。

・ 令 和 8 年 5 月 2 1 日 新 産 業 育 成 課 よ
り 「 現 在 、 書 類 審 査 を 実 施 し て お り ま す 。 」
と の 通 知 を 受 領 。

・ 令 和 8 年 5 月 2 2 日 午 前 9 時 0 5 分
要 望 者 代 表 が 担 当 職 員 宮 崎 氏 へ 電 話 確 認 を
実 施 。 「 提 出 書 類 に つ い て 問 題 は な い た め 連
絡 し て い な い 。 」 と の 明 確 な 回 答 を 受 け 、 書
類 内 容 に 不 備 が 存 在 し な い こ と を 確 認 。

・ 令 和 8 年 5 月 2 7 日 書 類 審 査 通 過 通

知 及 び プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 審 査 会 案 内 を 受
領 。
・ 令 和 8 年 6 月 3 日 台 風 に よ り 審 査 会
が 中 止 と な り 、 県 の 要 請 資 料 に 基 づ き 短 期 間 で
プ レ ゼ ン 査 和 8 年 6 月 1 2 日 事 務 局 担 当 者 に
代 替 令 和 8 年 6 月 1 2 日 事 務 局 担 当 者 に
よ る 重 大 な 事 務 処 理 事 故 が 宛 に 送 信 さ れ る 株
式 会 社 査 及 び 申 請 さ れ 内 容 た 。 及 び 審 査 一 査 情 報 送 信 の 管 理 事 案
望 者 企 業 ま く の も の 申 請 し 可 能 性 が あ る 県 よ り 「 6 月 1
が は 制 で ・ 令 和 8 年 6 月 2 5 日 県 よ り 「 6 月 1
届 い て い な い 可 能 性 が あ る 」 と の 通 知 を 受
領 。
・ 令 和 8 年 6 月 3 0 日 不 採 択 通 知 受 領
し 、 同 日 要 望 者 よ り 質 問 状 及 び 要 望 書 を 提
出 。
・ 令 和 8 年 7 月 3 日 県 よ り 「 法 務 相 談
を 行 う た め 回 答 に 時 間 を 要 す る 」 と の 回 答

を 受 領 。 同 日 、 要 望 者 は 再 意 見 書 を 提 出 す
る と と も に 、 公 文 書 開 示 請 求 を 実 施 。

第 3 本 件 不 採 択 決 定 に お け る 重 大 な 瑕 疵
要 望 者 は 本 申 請 に お け る 県 担 当 者 宮 崎
様 と の 協 議 (以 下 「 本 件 協 議 」 と い い ま す 。)
を し ま し た が 、 そ の 内 容 か ら 、 本 件 審 査 に
は 埼 玉 県 行 政 手 続 条 例 そ の 他 行 政 法 上 重 大
な 問 題 が 認 め ら れ ま す 。

1 審 査 基 準 公 表 義 務 違 反 (埼 玉 県 行 政 手
続 条 例 第 5 条)
本 件 協 議 に お い て 宮 崎 様 は 、 公 募 要 領 記
載 の 7 項 目 に つ い て は 「 採 択 ラ イ ン の 点 数 」
で あ っ た こ と 、 「 採 択 者 と 遜 色 な い レ ベ ル 」
で あ っ た こ と を 明 確 に 認 め て い ま す 。
一 方 で 、 不 採 択 理 由 に つ い て は 、 公 募 要
領 に は 一 切 記 載 さ れ て い な い 「 経 営 評 価 」
が 主 因 で あ り 、 更 に 内 部 審 査 要 領 の み に 存
在 す る 非 公 開 4 項 目 に 基 づ い て 評 価 し た こ
と を 認 め て い ま す 。
ま た 、 宮 崎 様 自 身 が 「 公 募 要 領 に は 記 載
し て い な い 」 「 今 後 は 明 確 に 記 載 す る 必 要 が
あ る 」 と 発 言 し て お り 、 現 行 運 用 が 公 募 要
領 の み で は 申 請 者 に 予 測 可 能 性 を 与 え て い

な い こ と を 自 認 し て い ま す 。
用 あ ら か じ め 公 表 さ れ る ま い と 明
手 い て 合 否 を 決 定 の 趣 旨 に 明
の で す 。

2 理 由 提 示 義 務 違 反 (埼 玉 県 行 政 手 続
条 例 第 8 条)
行 政 庁 は 申 請 拒 否 処 分 を 行 う 場 合 、 そ の
具 体 的 理 由 を 申 請 者 へ 提 示 す る 義 務 が あ り
ま す 。 し な が ら 宮 崎 様 は 、
「 私 自 身 は 専 門 家 で は な い た め 内 容 は 理
解 し て い な い 」
「 具 体 的 理 由 は 今 回 答 で き な い 」
「 改 め て 審 査 員 へ 確 認 す る 」
と 繰 り 返 し 説 明 し て な い 状 況 で あ る こ と を 採 認
め て い ま す 。 営 評 価 の 具 体 的 評 価 内 容 に つ い
て は 外 部 審 査 員 へ 委 ね て 把 握 し て い な い こ と
を 認 行 政 処 分 を 行 っ た 主 体 が 理 由 を 説 明 で き な
い 状 態 で 行 わ れ た 本 件 が 不 採 択 決 定 は 、 条 例

第 8 条 に 定 め る 理 由 提 示 義 務 を 実 質 的 に 満
た し て お ら ず 、 適 正 手 続 を 著 し く 欠 く も の
で す 。

3 信 頼 保 護 原 則 違 反 及 び 裁 量 権 の 逸
脱 ・ 濫 用

要 望 者 が 提 出 し た 決 算 書 類 、 確 定 申 告 書
類 そ の 他 経 営 資 料 は 、 書 類 審 査 通 過 時 点 か
ら 一 切 変 更 さ れ て い ま せ ん 。

県 は 5 月 2 2 日 に 「 問 題 は な い 」 と 回 答
し 、 5 月 2 7 日 に 正 式 に 書 類 審 査 通 過 を 通
知 し て い ま す 。

そ の 後 、 同 一 資 料 を も っ て 突 如 「 経 営 面 」
を 理 由 と し て 不 採 択 と し た こ と は 、 行 政 判
断 と し て 著 し く 一 貫 性 を 欠 き ま す 。

ま た 、 個 人 事 業 主 と し て 8 年 間 継 続 し て
き た 事 業 実 績 及 び 特 許 第 7 7 0 4 4 3 2 号
等 の 知 的 財 産 を 十 分 評 価 す る こ と な く 、 「 法
人 成 り 1 年 目 」 で あ る こ の み を 重 視 し た
評 価 は 、 公 募 要 領 の 趣 旨 及 び 補 助 金 制 度 の
目 的 か ら 著 し く 逸 脱 す る も の で す 。

こ れ は 裁 量 権 の 逸 脱 又 は 濫 用 に 該 当 す る
疑 い が 極 め て 強 い も の と 考 え ま す 。

4 適 正 手 続 及 び 事 務 処 理 体 制 の 重 大 な

[illegible]

第 4 要 望 者 が 要 望 す る 事 項
以 上 の 次 第 で す が 、 要 望 者 は 埼 玉 県 と の
不 要 な 対 立 を 望 む も の で は あ り ま せ ん 。

